

入札公告

次に掲げる物件について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及びつくばみらい市普通財産の売払いに関する要綱（平成26年1月8日告示第4号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

つくばみらい市長 小田川 浩



1 入札に付する事項

(1) 件名	市有地の売払い
(2) 入札資格条件	(別紙1) 市有地売払い一般競争入札参加要領のとおり
(3) 開札日時・場所	令和7年7月18日（金）午前 9時00分 つくばみらい市福田195番地 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3F大会議室
(4) 入札保証金	有（373,500円）
(5) 契約保証金	無

2 入札物件に付する事項

物件番号	所在地	登記地目	土地の面積	所有者	予定価格 (最低売払価格)
1	つくばみらい市 鬼長字和台 780番1	雑種地	1,660㎡ (公簿面積)	つくばみらい市	7,470,000円

※現在、市下水道工事の資材置き場として貸し出しているため、工期延長により、当該地の引き渡しが遅れる場合があります。

3 入札の参加手続

入札に参加するためには事前の申込み手続を行い、入札参加承認を得る必要が

あります。

- (1) 受付期間 令和7年6月17日(火)～令和7年7月9日(水)午後5時
- (2) 受付方法 郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか)もしくは持参
- (3) 提出先 〒300-2395
つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所 総務部財政課 管財係
電話番号 0297-58-2111(代)
- (4) 提出方法及び提出書類
(別紙1) 市有地売払い一般競争入札参加要領のとおり

4 入札保証金の納付

入札の参加手続き後、市から入札参加承認書と併せて、入札保証金の納付書を送付いたしますので、指定された金額を納付してください。なお、入札書提出時に、入札保証金の領収書が必要となります。

5 入札に関する質問等

(1) 入札に対する質問

市有地売払要領の質問書を使用すること。

質疑期間 令和7年6月30日(月)午後5時まで

方 法 FAX(0297-58-5631)もしくは

メール(zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp)で行うものとする。

※いずれも送信後、必ず財政課管財係(0297-58-2111)へ
受領確認の電話をすること。

(2) 前項の質問に対する回答

令和7年7月4日(金)午後5時までに、市ホームページに掲載する。

6 入札方法等

- (1) 入札方法 郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか)
もしくは持参
- (2) 宛 先 〒300-2395 つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市役所 総務部 財政課 管財係
- (3) 入 札 書 市有地売払要領の入札書を使用し、日付欄は入札書の作成日
を記入すること。また、入札参加承認書の写し、入札保証金
の領収書を併せて提出すること。

(4) 入札用封筒 指定の様式(市のホームページ内「市有地売払いに関する一般競争入札のお知らせ」に様式掲載)による封筒を使用すること。

(5) 到着期限 令和7年7月17日(木)午後0時(正午)までにつくばみらい市役所総務部財政課管財係に必着。期限までに到着しない場合は無効とする。

(6) 入札金額 入札書には、最低売払価格以上の金額を記載すること。

※各種様式は、市のホームページから閲覧及びダウンロード可

7 開札等

(1) 開札日時 令和7年7月18日(金)午前9時00分

(2) 開札場所 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3F大会議室

(3) 開札立会人は、入札者の立会いを求めず当市職員によるものとする。立会い職員は、入札執行担当課以外の課の職員とし、透明性を確保する。

(4) 開札に際し、傍聴の希望をする場合には、開札の前日までに財政課管財係まで連絡をすること。

(5) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

① 入札書が、指定された郵送方法で提出されない場合

② 入札金額が最低売払価格を下回った場合

③ 前各号のほか、つくばみらい市普通財産の売払いに関する要綱第7条各号のいずれかに該当する場合

(2) この公告及び市有地売払い一般競争入札要領において示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札又はこの公告及び市有地売払い一般競争入札要領において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の公表

(1) 物件の落札者及び落札金額は、決定後に市のホームページで公表するものとする。なお、落札者が個人の場合、氏名は公表しない。

10 その他

(1) この公告により入札をした者は、入札後において、この公告及び市有地売払い一般競争入札参加要領について不明瞭等を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 郵送した入札書等は、書換え又は引換えすることができない。また、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。